

# 大館市農業委員会総会議事録

令和7年11月10日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和7年11月10日（月）午後1時30分 開会			
	場 所	比内総合支所 301会議室			
2. 出席委員の氏名（14名）					
2番	渡邊 久雄	9番	斎藤 重春		
3番	岩澤 トシ子	12番	嶋田 久美子		
4番	富樫 俊昌	14番	渡邊 久留美		
5番	伊藤 昇	16番	阿部 重信		
6番	菅原 一成	17番	畠山 繁司		
7番	小林 大樹	18番	藤盛 久登		
8番	安部 幸美	19番	小畑 純市		
3. 欠席委員の氏名（5名）					
1番	高坂 千悦	10番	石山 元一	11番	小畑 美恵子
13番	藤原 信雄	15番	浅利 瑞穂		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	渡邊 孝義			
	係長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	3番	岩澤 トシ子		4番	富樫 俊昌
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

業務報告	10月総会～11月総会
報告第22号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第23号	賃貸借の合意解約通知について
議案第44号	貸借権設定の許可申請について（農地法第3条）
議案第45号	所有権移転の許可申請について（農地法第3条）

## 係長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

総会を始める前に、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

## 会長

— 挨拶 —

## 係長

会長ありがとうございました。

続きまして、案件に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行をお願いします。

## 議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要になります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号3番 岩澤 委員、議席番号4番 富樫 委員をお願いいたします。

## 議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第23号まで一括して事務局から説明をお願いいたします。

す。

## 局長

1 ページをお開きください。

本会主催以外の出席等ですが、10月23日から24日、第27回全国農業担い手サミット in かごしま、会長が出席しております。

10月27日秋田県農業会議常設審議委員会、秋田県農業会議理事会、秋田市で行われ会長が出席しております。

11月1日秋田県農業委員会大会が湯沢文化会館で行われ、会長外委員18名が出席しております。

2 ページ目をお開きください。

報告第22号 農用地利用集積等促進計画の認可について

大館市長から農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

3 ページをお開きください。

農用地利用集積等促進計画第5号新規の概要です。こちらはR7年度8月総会で決議した内容となっております。

4 ページです。

農用地利用集積等促進計画こちらは所有権移転のほうで、こちらも7年8月総会で決議いただいたものです。

続いて5 ページをお開きください。

報告第23号 賃貸借の合意解約通知について

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

6 ページをお開きください。経営縮小のため3件、他に貸すため2件、売るため1件、自作するため1件合計で7件で総面積41,158.72㎡となっております。

内訳は7 ページから9 ページとなっております。ご覧ください。

報告は以上です。

## 議長

ただいまの事務局の報告について、何かご意見、質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議事に移ります。

## 議長

初めに、議案第44号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

## 局長

10ページをお開きください。

議案第44号 貸借権設定の許可申請について

農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

11ページお願いいたします。

経営拡張の3件で、総面積10,628㎡。

内訳は12ページ、すべて経営拡張で277番から279番となっております。

また、別添の農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号までの不許可事項には該当していないことを合わせてご報告いたします。

以上ご審議、よろしくお願いいたします。

## 議長

議案第44号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 4 番（富樫委員）

1 2 ページの内訳ですが、経営拡張の面積が、同じ人なのに 452 a、436 a となっているのはなぜですか。

#### 係長

これは、議案後の個々の番号ごとの面積になっています。

No.277 は、借人が申請時現在の面積に、今回の議案である 4,551 m<sup>2</sup>を加えた面積が 452 a であるという表記です。No.278 も同じ人ではありますが、申請時に耕作している元々の面積に 3,017 m<sup>2</sup>を加えた面積が 436 a であるというやり方になっておりますので、ご理解いただければと思います。

#### 4 番（富樫委員）

わかりました。

#### 議長

ほかにございませんか。

#### 議長

無い様ですので議案第 4 4 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

#### 議長

次に、議案第 4 5 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

## 局長

13ページをお開きください。

議案第45号 所有権移転の許可申請について

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

14ページをお願いいたします。

経営拡張の1件、受贈の2件、市有地譲受の1件合計4件で面積23,314㎡です。

また、別添の農地法3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号までの不許可事項には該当していないことを合わせてご報告いたします。

ご審議よろしくをお願いいたします。

## 議長

それでは議案第45号について審議します。何かご意見ご質問等ございませんか。

### 6番（菅原委員）

77番について教えてください、ここは以前、貸借の契約はあったのでしょうか。

## 係長

ここは赤道（あかみち）となっていまして貸借はついておりませんでした。今回市と協議の上このような形なったようです。

### 6番（菅原委員）

わかりました。

## 議長

ほかにございませつか。

ないようですので議案第45号について、原案のとおり決してご異議ございませつか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案のとおり決することとします。

## 議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

## 局長

17ページをお願いいたします。

本会主催以外の会議ですが、11月20日に秋田県農会議の常設審議委員会が秋田市で行われる予定です。

11月26日全国農業委員会会長代表者集会及び農業者年金加入推進セミナーが東京都でおこなわれる予定となっています。

以上となります。

## 議長

ただ今の当面の日程について何か質問等ございませつか。

## 議長

ないようですので、ほかには皆さんから何かありますか。

総会の方はこれで締めてよろしいでしょうか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。  
それでは、進行を事務局にお返しします。

## 係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の大館市農業委員会総会を終了いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午後 2 時 45 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

議 長

---

議事録署名委員 3 番

---

議事録署名委員 4 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第44号 No.277	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字上野道上・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月2日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

## 農地法第3条調査書

議案第44号 No.278	所有権移転 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字上野道上・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月31日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第44号 No.279	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字高田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市中道三丁目1番・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字川添岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月30日 菅原 一成 農業委員と岸 恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

# 農地法第3条調査書

議案第45号 No.75	<input checked="" type="radio"/> 所有権移転 <input type="radio"/> 賃借権設定 <input type="radio"/> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市字八幡沢岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字八幡沢岱・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市字八幡沢岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>譲渡(貸)人と譲受(借)人は同居する親子であり、申請地は、これまでも申請者世帯により耕作が行われている。本申請は、一部の農地を生前贈与して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。</p> <p>なお、10月29日、安部 幸美 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない

## 農地法第3条調査書

議案第45号 No.76	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町達子字才川44番		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が県外に住んでおり農業を廃止とするため譲受人を探していた。今後は、受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月30日、菅原 一成 農業委員と岸 恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

## 農地法第3条調査書

議案第45号 No.77	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町新館字屋布・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字中城・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が自己所有地として耕作を行ってきたが、譲渡(貸)人の土地であることが判明したことから、譲渡(貸)人から権利を取得し、今後も営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月29日、渡邊 久留美 農業委員、北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第45号 No.78	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字大野岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中谷地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中谷地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	譲渡(貸)人と譲受(借)人は同居する親子であり、申請地は、これまでも申請者世帯により耕作が行われている。本申請は、一部の農地を生前贈与して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月2日、高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)